

宮城県生活習慣病検診管理指導協議会及び各部会について

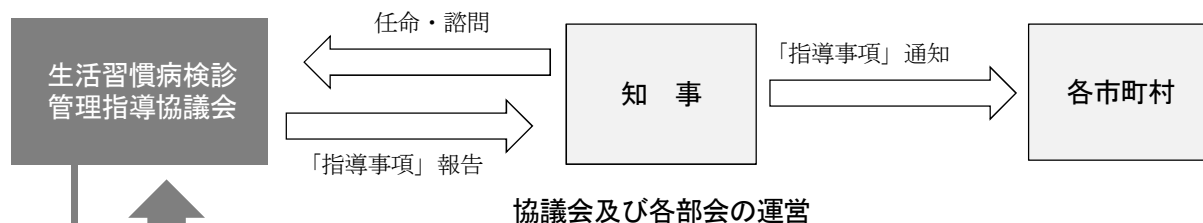
協議会、部会等の位置付け

協議会及び各部会は、「宮城県生活習慣病検診管理指導協議会条例」及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針（厚生労働省）」に基づき設置・運営。

趣 旨

生活習慣病の動向を把握し、また、検診の実施方法や精度管理の在り方等について審議し、市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し指導すべき事項について知事に答申・報告する。

指導事項の審議・決定



各部会

生活習慣病対策の総合的な評価・分析

生活習慣病登録・評価部会

脳卒中登録管理、心疾患登録管理
がん登録管理



各検診（健診）等の精度管理及び結果分析等の審議

循環器疾患等部会

特定健診等

胃がん部会

胃がん検診

子宮がん部会

子宮がん検診

肺がん部会

肺がん検診

乳がん部会

乳がん検診

大腸がん部会

大腸がん検診

宮城県生活習慣病検診管理指導協議会委員名簿

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

(敬称略・五十音順)

氏 名	所属・職名	備 考
遠 藤 英 徳	東北大学大学院医学系研究科神経外科学分野 教授	
小 坂 健	東北大学大学院歯学研究科 研究科長	
加 藤 勝 章	公益財団法人宮城県対がん協会 がん検診センター 所長	
郷 湖 伸 也	仙台市健康福祉局 局長	
佐 藤 和 宏	公益社団法人宮城県医師会 会長	
寺 澤 薫	宮城県町村会 副会長（七ヶ浜町長）	
樋 口 香 代	全国健康保険協会宮城支部 企画総務部長	任期：R7.3.1～R8.3.31
二 木 多 賀 子	宮城労働局労働基準部健康安全課 課長	
増 子 友 一	宮城県国民健康保険団体連合会 常務理事	
安 田 聡	東北大学大学院医学系研究科循環器内科学分野 教授	任期：R6.9.11～R8.9.10
山 田 司 郎	宮城県市長会 副会長（名取市長）	

宮城県生活習慣病検診管理指導協議会 専門部会委員名簿

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

(敬称略・五十音順)

1 胃がん部会

氏 名	所属・役職等	備考
浅 沼 清 孝	宮城県対がん協会がん検診センター 副所長	
小 池 智 幸	東北大学病院消化器内科 准教授	
正 宗 淳	東北大学大学院医学系研究科消化器病態学分野 教授	
山 村 明 寛	東北大学病院 総合外科 病院講師	

2 子宮がん部会

氏 名	所属・役職等	備考
五 十 嵐 司	宮城県産婦人科医会 常任理事	
伊 藤 潔	公益財団法人宮城県対がん協会 細胞診センター 所長	
岡 村 智佳子	公益財団法人宮城県医師会 常任理事	
山 田 秀 和	宮城県立がんセンター 総長	

3 肺がん部会

氏 名	所属・役職等	備考
佐 川 元 保	東北医科薬科大学呼吸器外科 名誉教授・客員教授	
桜 田 晃	みやぎ県南中核病院呼吸器外科 主任部長	
宮 内 栄 作	東北大学病院 呼吸器内科 病院講師	
八 重 柏 政宏	公益財団法人宮城県結核予防会 興生館 所長	

4 乳がん部会

氏 名	所属・役職等	備考
石 田 孝 宣	東北大学大学院医学系研究科 外科病態学講座乳腺内分泌外科学分野 教授	
伊 藤 賢 司	宮城県外科医会 会長	
倉 片 三千代	宮城県産婦人科医会 常任理事	
鈴 木 昭 彦	東北医科薬科大学医学部乳腺内分泌外科 教授	

5 大腸がん部会

氏 名	所属・役職等	備考
石 川 一 郎	公益社団法人宮城県医師会 常任理事	
大 沼 忍	東北大学病院 総合外科 科長 特命教授	
加 藤 勝 章	公益財団法人宮城県対がん協会 がん検診センター 所長	
志 賀 永 嗣	東北大学病院消化器内科 病院講師	

6 循環器等疾患部会

氏 名	所属・役職等	備考
片 桐 秀 樹	東北大学大学院医学系研究科糖尿病代謝内科学分野 教授	
齋 木 佳 克	東北大学大学院医学系研究科心臓血管外科学分野 教授	
佐 藤 昌 司	全国健康保険協会宮城支部企画総務部長	任期：R6.4.1～R7.2.28
目 時 弘 仁	東北医科薬科大学医学部衛生学・公衆衛生学 教授	
安 田 聡	東北大学大学院医学系研究科循環器内科学分野 教授	

7 生活習慣病登録・評価部会

氏 名	所属・役職等	備考
安 藤 由 紀 子	公益社団法人宮城県医師会 常任理事	
伊 藤 弘 人	東北医科薬科大学医学部医学管理教室 教授	
井 上 敬	みやぎ県南中核病院脳神経外科主任部長・脳卒中センター長	
金 村 政 輝	宮城県立がんセンター研究所 がん疫学・予防研究部 部長	
高 橋 潤	東北大学大学院医学系研究科循環器内科学分野 准教授	任期：R6.9.11～R8.9.10

生活習慣病検診管理指導協議会条例

(設置等)

第1条 知事の諮問に応じ、生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関する重要事項を審議するため、宮城県生活習慣病検診管理指導協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 医療従事者
- 三 市町村長
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を審議する。

- 一 循環器疾患等部会 循環器疾患等に係る特定健康診査等に関すること。
- 二 胃がん部会 胃がん検診に関すること。
- 三 子宮がん部会 子宮がん検診に関すること。
- 四 肺がん部会 肺がん検診に関すること。
- 五 乳がん部会 乳がん検診に関すること。
- 六 大腸がん部会 大腸がん検診に関すること。
- 七 生活習慣病登録・評価部会 生活習慣病のり患状況等の登録及び評価に関すること。

2 協議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、六人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成二十二年条例第二十六号)

この条例は、公布の日から施行する。